

次に、議席8番、木村信一君。

〔8番 木村信一君登壇〕

○8番（木村信一君） 皆さん、こんにちは。傍聴者の方が午前中はいっぱいいましたけれども、全然いなくなったとはいえ、改めて気を引き締めて一般質問をさせていただきます。

議席番号8番の木村信一でございます。議長のお許しを得ましたので、通告しました2項目6点について質問させていただきたいと思います。執行部におかれましては誠意のあるご答弁をお願いしたいと思います。

私も今までに数多くの一般質問をさせていただきました。内容は環境問題を中心に農政問題、教育問題、財政問題、行政問題など、幅広い町民の声を代弁者として質問させていただいたわけであります。特に環境問題に関しましては再三にわたり質問をしてきたわけでございます。

1つのごみを拾うことから始まり、少しでも地域をきれいにしようという住民の意識が高まり、やれることは自分たちでやる、地域は自分たちで守る、このような気持ちが環境を守る会の設立や各地域での最近いろいろな行政区で行われておりますごみ分別の講習会などにもつながっていることと思います。さらに、地域の輪、地域の目が子供たちを犯罪から守る、各地域で実施されている防犯パトロールなどにも大きくつながっていることと私は思います。そのほか総合防災訓練の実施や農家の方々が一番頭を悩ませている農業用廃ビニールの回収問題などについても、ここに来て大きく改善されていることと聞いております。これには執行部並びに職員の皆さんには大変ありがたく思うところでございます。

しかし、今回の質問事項は、全国の市町村すべてが頭を抱えている大きな問題であると思います。公的財源が減少する財政は一段と厳しいものがあり、そのような中でこの滞納対策については財源の確保、税負担の公平維持、不納欠損防止など、最も重要な課題であると考えております。

そこで1点目は、現在の税のすべての滞納額、これは決算委員会などでも私も再三質問させていただきましたけれども、改めて今回一問一答ということでありますので、納得いくまで私も質問させていただき意味を込めまして、どのくらいになるのか、また悪質な、これは悪質プラス高額な滞納者は何人くらいになるのか。

続いて、2点目は、今年度から町税等徴収嘱託員設置事業で徴収嘱託員により税の収納率アップを図るということで、最初は2名を予定していたようでございますが、ことしの4月から1名の嘱託員で動いていただいていることと思います。始まったばかりとは思いますが、ただいまの現況をお聞きしたいと思います。

3点目は、町税の徴収率は伸びているのか、また滞納金の収納率はどのくらい伸びているのかお聞きしたいと思います。

続いて、4点目は、平成11年から平成18年まで続いた定率減税が廃止になり、国は3兆円の税源移譲により、国税である所得税を減らし、地方税である住民税をふやすという政策をことしの1月から

実施したわけでありますが、今までにも滞納金が多くある中で、6月からの住民税の増額は町税の徴収に影響は出ないのかお聞きしたいと思います。

続いて、2つ目の項目です。この項目は、昨年12月の一般質問でもやらせていただきました町営住宅の家賃滞納についてでございます。この問題もまたこの市町村でも頭を悩ませている問題だと思います。私も以前質問させていただきました。町としてもこの問題にはかなりの努力はしていることと思われまふ。しかし、その後改善はどのようになっているのか、現況をお聞きしたいと思います。

1点目は、滞納者の人数と滞納額について詳しくご説明いただきたいと思ひます。

2点目は、悪質な滞納者に対して町はどのような対応をとってきたのか。また、今後どのような対応で臨むのかお聞きしたいと思います。

私も今までにいろいろと地域の懇談会や議会報告をする中で、今回質問するこの2項目が町民の方々が強い関心を寄せている問題だと私は痛感しております。執行部におかれましては、誠意ある前向きな答弁をお願いしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお祈ひします。

○議長（田山文雄君） ただいまの質問の1項目1点目に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 木村議員さんの質問にお答を申し上げたいと存じます。

数字的なものとかそういうものにつきましては、総務部長のほうから詳しく答弁をさせていただきます。滞納金額、それらについても総務部長から報告をさせます。

徴収嘱託員の件ですけれども、当初2名を予定していましたが、1名が今動いております。私も実は勘違いしていたのですけれども、この徴収嘱託員というのは準職員として滞納の整理の催告から集金まで全部できると、こう思っていたのです。そうしたら実質的に、これは法的な問題もありまして、例えば職員がここは払ってくれますよというところにお金を取りに行くことはできるのですけれども、催告というのは原則的にできないということでもあります。その辺が私は大きな勘違いをしていました。それが両方できれば、これは人数が多いほど効果が上がると思うのですけれども、いずれにしても現状のところではそういう状況しかないということで、今それを何とか法的にクリアしてやれるような方法はないかという研究をさせております。

法律ですからなかなか難しいのですけれども、これは2人入れた場合でも単なる集金員になってしまいますので、ただ職員に聞きました。「じゃ意味がないじゃないか。職員が集金に行けばいいじゃないか」という話をしたのですが、そうすると夜とか日曜日に集金に行くと、下手をすると手当のほうが高くなってしまふ。下手をするとですよ。下手をすると集金する額よりも、例えば残業手当でいきますと残業手当のほうが多くなってしまふということも起きかねない部分もあります。

ただ、ほかではそういう形でも、古河が6名でしたっけ、坂東市でも数名いらっしゃいます。した

がいて、今1名でやっていますけれども、それらの現況については総務部長より報告をさせていただきますが、そういう問題があったということはちょっと私も計算外でありまして、これが本当にきちっとした形で、例えば時間外、いわゆる5時過ぎ、あるいは土曜、日曜もその人が行って「こういことで滞納になっています、ぜひ納めてください」ということができるのであれば、これは2人、3人ふやしても大いに効果が上がるであろうと思うのですけれども、それが今できるような方法がないかということ調べているのですが、法的には大変難しいようであります。

それと、徴収率の件につきましても、これは改めて部長のほうから数字を述べさせていただきます。

6月から所得税が減額になって住民税に振りかえられました。これは説明書なんか見ますと大変誤解がされやすいといいますが、「所得税が5万円安くなります。住民税が5万円高くなります。差し引きゼロでございまして」と、こういう説明が国税庁のあれでは全部書いてあるのです。その下に小さく、見てみると「定率減税が廃止になった分、多くなります」と小さく書いてあるのです。住民の人は、一見見ると所得税と住民税差しかえで一銭も変わらないんだと思った方がたくさんいると思います。ですけれども、現実的には定率減税が10%廃止になっていますから、その分が増税になっています、ある意味では。増税というのはおかしいですけれども、もとへ戻っているのですけれども。さらに、所得割で払っていましたが5%、10%、13%と分かれていました。高所得者が13%、低所得者が5%というのがありましたが、これが一律10%になりました。したがって、低所得者はかなりの増税感が生まれてきています。私も実は心配して、これ、6月の時点で納税の配布をしたときに、その名簿を見せていただきました。私も思いました。これではとても払い切れないと。1回滞納になったら恐らく払い切れなくなってしまう方がたくさん出てくると思います。

そういうこともございまして、ことしから新たに課長補佐、将来的にはこれは全員でやることになると思うのですけれども、例えば6期に分かれて税金を納めていただきます。1回分をうっかりして忘れてしまったとか、あるいは納め損なってしまった。2回目 came。1回分だけだったらいつも払えるのだけれども、2回分だと払い切れない。これが滞納になってきて積もってしまいますと、本当に納めたくてもつい使ってしまうと納められないという方がたくさん出てくるのではないかと、本当のことを言って私もこういう懸念をいたしておりますし、現実にそういうことにならないようにということで、1期ごとに今度、この期、例えば6月に納める分が7月いっぱいですか、あれは、納めるのが。その間に納まらなかったら、8月、9月には1期分のも滞納になっていますよというお知らせをして、できるだけ早目に定期的に納税していただけるような徴収方法を検討するとともに、滞納が起きないように啓蒙を職員の方に歩いていただいてやっていただきたいということで、先般課長補佐の方にも全部件数を、現年度分の滞納分を割り振りまして、今整理といいますが、納めていただくようお願いしている現状であります。既にもう一部の職員は地区割りで行っておりますので、件数も全部出してお願いしていますので、歩いていただいているところでございます。

そんな状況で本当に影響は出ないのかと言いますが、これは影響が出るおそれが多分に本当

にございますので、そういうことがないよう、これからもひとつ住民の皆さんにご理解をいただけるようお願いをしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） それでは、各点ごとに答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 石塚光男君登壇〕

○総務部長（石塚光男君） それでは、1件ごとにとということでございますので、まず最初の町税全体の滞納額からご答弁をさせていただきます。

町税全体の平成18年度末の滞納額でございますが、町税で2億995万7,890円でございます。国民健康保険税で3億1,695万9,700円となっております。合わせまして5億2,691万7,590円でございます。

次に、悪質な滞納者は何人くらいになるのかとのご質問でございますが、税におきまして悪質な滞納者との概念、くくりはちょっと難しいものもございますけれども、本年末の全体未納者数は2,232人となっております。このうち100万円を超える高額未納者は155名でございます。この高額未納者の対応といたしましては、差し押さえ者54名、納付確約者35名、財産調査実施者20名、未納者の約7割に対しまして滞納処分等を執行いたしまして履行の確保に努めているところでございます。このほか、現在7人の方が倒産等によりまして地方税法の規定に基づく執行停止処分、4名の方が完納になっているというような状況でございます。

1項目めにつきましては以上でございます。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） 今町長のほうからも1項目だけでなく4項目めあたりも説明があったわけですが、それでは1項目から。

これは去年の決算委員会のときにも私質問したと思います。また、ことしの予算特別委員会でもちょっと質問させていただきました。それによりますと、現在の5億2,600万の滞納金というのはかなりふえているような感じなのです。私が把握したことしの決算委員会では4億5,000万という数字を税務課のほうから話があったわけでございます。しかし、金額どうのこうのよりも滞納者が2,232人もいると。初めてこの数字を聞いたわけでございます。また、100万以上が155名ですか。随分いるなと私も率直に今驚いております。それと、最後のほうの差し押さえが幾つとかはちょっとメモをとるのが私は間に合わなかったのです、正直言って。しかし、このごろ新聞によりますと、どこの新聞にも税滞納者に対する頭を悩ませている市町村の現状が新聞に載っております。差し押さえ件数が先ほど54名とかも話が出ました。それでもかなり滞納者は年々ふえているのかなというような感じも受けまされども、これは全体で後でちょっと質問もさせていただきます。

この滞納者については、先ほど滞納額に対しては、私が3月の予算委員会でやったとき4億5,000万という数字が、私は議事録のほうからもちょっと調べて、これはちょっと調べた金額なのですけれ

ども、今改めて聞きまして5億2,000万というかなりふえたのかなというような感じもしましたけれども、これは町税と国保税の2つですよ。そこのところ、私の勘違いかどうかちょっとわかりませんが、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（田山文雄君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（石塚光男君） 町税と国保税を合わせた18年度末の滞納額は5億2,691万7,590円でございます。

○議長（田山文雄君） 町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） ちなみに平成17年、今ちょっと書類を見ましたら町税のほうで2億3,147万3,000円、国保のほうで3億1,170万7,000円、5億4,000万であります。多分4億5,000万と逆に勘違いしたのかなと思うのですけれども、これは未納の調査が出ております。ただいま申し上げたのは平成18年度末です。17年度末は約5億4,000万、18年度末が今言った5億2千数百万という形になります。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） そうすると私の勘違いなのかどうかちょっと……。私は予算委員会の質問をしたときの議事録でちょっと調べたことであるのですけれども、とりあえず金額は何億以上のことで多少の金額は結構です。それにしてもふえているのかなというような感じがございます。それで滞納者が2,232人、再三にわたりいろいろ滞納に対してのことはやっていると思います。

1番について、私先ほど言ったように、車の登録差し押さえ、タイヤロックとかいう、こういう新聞記事もいっぱい出ています。これは柏市です。また、北茨城市が緊急宣言といたしまして、やはり滞納整理になっております、滞納整理のことを新聞でもかなり取り上げております。

これに対しまして町長のほうは先ほど、私も質問のほうで、囑託職員のほうのやつも先ほど答弁がありまして、また4番の増額の影響にも話がありまして、私は後でまた詳しく聞きたいと思っておりますけれども、これは全体をひっくるめて、これは今後この滞納者に対してどのような対策、これは強い態度をとってもいいのかと私も考えております。ここにも鹿嶋市においては車の差し押さえプラスタイヤロックの予告文書を郵送。そうしたらこの段階で16人が滞納全額か一部納付または納税誓約を行ったと、そういうことも書いております。町としてはどの辺まで考えているのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 滞納整理につきましては、本当にどこの市町村でも苦勞をされていると思っております。タイヤロックの場合は、あれは町で買わなければいけないのですけれども、やる場合は。町でやっているのは軽自動車税であります、徴収しているのは。したがって、軽自動車税だけなのですけれども、そんなに大幅な滞納があるわけではありませぬので、特にタイヤロックを買ってやろう

というところまでは今いっておりません。

ただ、先ほども差し押さえ54件でしたか、あるいはそういう中でもう既に競売にかかっている案件も数件ございます。悪質というよりは、本当に税の公平感からいって、納めていただくという場合には厳しく今調査をした中で、これは支払う能力が十分あるのに納めていただけないという部分に対しては厳しく取り扱っていかうということで進めているところであります。

ちなみに、特に個人住民税、町県民税につきましては、県のほうで今度徴収率の悪いところ、これに対しては県の補助金をカットしますよという、こういう方針を打ち出しています。44市町村あるのですけれども、半分より下のところということになるのでしょうか。境町の場合は、全体でいきますと茨城県でいいほうから5番目です、徴収率は。徴収率が現年課税分、滞納繰り越し分合わせて92.7%になっています。茨城県では5番目なのですが、全国平均は92.7%ですから、ちょうど全国平均ぴったりですか。ぴったりのところにあります。ちなみに、県の平均は89.4%です。ただ、個人の市町村民税と県民税を含めるわけですけれども、これでいきますと44市町村中ちょうど今21番目だったでしょうか。これは18年度は26番目になっております。現年課税分でいくと96.9%、滞納繰り越しが21.8%、トータルで89.6%となっています。これでいきますと県平均より落ちております。これは住民税だけです。済みません。失礼しました。それだけでいきますと26番目、固定資産税だけでいきますと5番目ということになっています。トータルで5番目ということになるのですが、これが個人県民税の調定、これでいきますと44市町村中21番目になっています。したがって、徴収率はちなみに89.99%ということになっています。

44ですから22番が真ん中ということになるのですけれども、これ以下になると補助金をカットしますよと、こういう県の方向性が出されています。今年度分で21年から検討するということになっていますので、これ以上徴収率を落とすというわけにはいきませんので、全力で取り組んでまいりたいと思います。

この徴収ということに関しまして、役場の職員以外、正直言ってできないものですから、皆さんにお手伝いしてくださいというわけにはいきません。これは公務員しかできないことになっていますので、先ほど申し上げました臨時徴収員でもできないということでもありますので、その辺のところを職員一丸となってこれからも滞納整理に取り組んでいきたいと。

厳しさという面では、例えば水道料、今私は2カ月滞納になった場合はとめなさいと言っています。大体払っていただけるそうです、とめると。そういう状況でできるだけ厳しくというのもおかしいのですけれども、本当に困っている人にそれをやったらこれは大変でありますから、その辺の基準は非常に難しいですけれども、これらはやはり税の公平感からいって、やはりそういう部分でも厳しくやっていかなければいけないというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） 私の質問内容がちょっと悪いのかどうか、項目ごとではなく、今町長がほとんど答えていたような感じがします。これは全体で途中で答弁をやめてくださいということではできないので、ちょっと今聞いたわけなのですけれども、徴収率なんかも県内で5番目というような形と。かなりこれは徴収率は上がっている。これは本当にいいことだと思います。

その中で、先ほど嘱託員の現況をちょっと町長のほうからお話がありました。このところをちょっと詳しくもう一度お聞かせいただきたいと思います。というのは、ことしの予算委員会でもこの嘱託員の予算をとってありますよね。嘱託員の手当てとかはどんなふうな割合とか、基本給が幾らで、それに対して歩合制とか、いろいろあるかと思えます。その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

議長、先ほどの項目ごとではなく、これは町税滞納対策ということで質問を全体でやりますから、先ほど町長のほうからも上と下いろいろ答弁がありましたので、私もそのような形でやらせていただきます。ではよろしくをお願いします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

〔何事か言う者あり〕

○議長（田山文雄君） では、木村議員よろしいですか、項目としての。

○8番（木村信一君） 項目の中で4つありますよね。4つに対して答えいただければ、それに対して答えるような形で私は考えています。

〔「大きな項目で」と言う者あり〕

○8番（木村信一君） 大きな項目を1つで質問いただければ。

〔「質問事項ごとに」と言う者あり〕

○議長（田山文雄君） はい、わかりました。

では答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（須長 弘君） では、ただいまの木村議員さんの嘱託職員の活動実績等についてご報告をさせていただきます。

4月からということで、この8月までの5カ月間というような中での報告になります。収納件数でございますけれども、331件、これは現年度と滞納分、両方合わせてでございます。金額にしまして697万9,000円を収納をしております。この嘱託職員に係るコストでございますけれども、697万9,000円の約9%が賃金として支払っております。

その賃金関係でございますけれども、月額の基本料金、これが5万円、それと実績割といたしまして過年度分が100分の4%、現年度分が100分の2%、さらには収納件数1件に対しまして300円というような報酬体系をとっております。

以上でございます。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） 8月までの間に331件ですか、件数は。かなりこれは実績を上げていただいているのではないかなと私は今ぽっと思ったのですけれども、これで本当に697万9,000円の収納金が上がったと。これは本当にありがたいことだと思っております。

ちなみに、これ、古河市なんかでは15名、坂東市では3名嘱託員を配置して収納率アップに努めているというようなことも聞いております。今後これに対しては、先ほど町長はただこれは金を取るだけの件数というような形で、それ以上を法律では望むのは難しいというようなことも先ほどありましたけれども、このような実績が上がった以上は、2名を用意したようなところでありますので、これは何名かを用意すれば徴税率アップに、かなり収納率が上がるのかなというふうに私は率直に今感じたのですけれども、今後の予定は1名か2名、その辺をふやすかふやさないかあたりもちょっとお願いします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 先ほども申し上げましたけれども、実際徴収嘱託職員の場合は、支払いを例えば拒否される。職員が何日にお支払いしますと約束されると、本当は原則として、これは納税ですから役場に持ってきていただくのが原則なのです。本当はそれでないと逆に集金、集金という言葉はおかしいですけれども、集めに行くということ自体がこれはおかしいことだと思いますし、本当はこれは本来の姿ではありません。

しかし、今やっているのは、職員が行って督促をして、では何日ならいるから取りに来てくださいというのを取りに行っていると、こういう現状なのです。請求するということができないのです、嘱託徴収員の場合。例えば滞納になっているうちへ行って、「こういうのが滞納になっています。ぜひ納めてくださいよ」と言うことができないのです。私、それができれば、本当に効率が上がれば2名でも3名でも5名でも、本当に徴収を伸ばすためにやるべきだと思っております。

ただ、現在は、今言ったとおり職員が行って約束したところに取りに行っていたとただというだけで、対経費効果からいったらどういふものなのか、そこらをもうちよっと検証させていただいて、2名にすることも3名にすることもやぶさかではないのですけれども、そういう意味で、これは平均すると、半年ですから300件ですと50件訪問しているということですね。それに対しての報酬が大体月10万から十四、五万、お願いをしているという形ですけれども、たださっき言いましたように、私、総務部長、職員にも言ったのですけれども、「そんなの頼まなくて自分で行ってくればいいじゃないか」、こう言いました。そうしたら土曜日とか夜来てくださいということになりますと、一般の職員が行く場合、残業手当、休日勤務とかということになってしまう。それと比較してどうなのかという調査もしなければならぬ。それを全然出さなくて行ってくれというのは、これはどうなのか、こういう問題もあるものですから、もうちょっと検討させていただいて、今すぐ2名にするとか3名にす

るということになると、私は督促がきちっとできるという形の中での実績主義であれば、これは5人でも10人でも、多ければ多いほど本当のことと言っていいのではないかと思うのです。

ちゃんと督促をして、今までお支払いいただけなかった方から、その方が動くことによって納めていただけるようになるということであれば、これは実績が上がれば上がるほど、人数は本当に大変になればふやしても、本当にこれ、極端に言えば実績主義でいきますので、そういうことができるのであれば2人でも3人でもふやしてみたいと思いますが、今のところそれができないということなものですから、それをできる方法をうまくできないか、ないのかということの研究させているのですが、総務部長の判断ではそれはだめだと、現在では。そういうことでありますので、もうちょっと調査させていただきたい。その上でふやすかふやさないか。正直言って税務課のほうからはふやしてほしいという要望は出ておりますので、ひとつその辺も含めて今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） それでは、今時間を見ましたら残り22分ということですので、町税の滞納に関しましては、また2日後に決算委員会もありますので、そのところをまた詳しく……。私も嘱託員の現況なんかもちょうと勘違いをしていた面もあります。ただ新聞の集金屋みたいな感じのようにも受け取れますし、ちょっと勘違いしていたところもありますので、またこれに関しましては決算特別委員会でもちょうと引き続き質問したいと思います。

2項目の町営住宅の家賃滞納について、これは項目が2つ要旨が分かれていますけれども、2つ一遍に答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（田山文雄君） これで木村信一君の1項目の質問を終わります。

続いて、質問の2項目に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 石塚光男君登壇〕

○総務部長（石塚光男君） それでは、町営住宅の滞納状況と現在及び今後の対策についてということのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町営住宅における家賃滞納者の現況につきましては、平成18年度の決算で申し上げますと、人数につきましては38人、金額で約2,183万円となっております。

次に、悪質な滞納者に関する現在までの対応と今後の対策についてであります。まず悪質な滞納者の概念というのを申し上げますと、これは茨城県でございまして、茨城県では督促及び催告を行っても滞納家賃を納付しない者、または納付誓約書に従った分割納付の履行がなされない者と定義づけをいたしております。

なお、悪質な滞納者、いわゆる高額滞納者でございまして、高額滞納者に対する法的措置の手続を進める基準といたしまして、12カ月以上かつ50万円以上の滞納者を対象に実施しておりましたけれど

も、平成17年3月より6カ月以上、かつ15万以上の滞納者を対象に移行して実施しているとの茨城県のことです。この基準を境町に採用しますと、平成18年度末現在で該当者が22人、金額で約2,000万円となっております。

次に、滞納者に対する措置ではありますが、滞納が3カ月を超えた段階でまず催告書の発送とともに自宅訪問による納付指導を行います。また、分割納付による誓約書を提出させております。その後3カ月を経過した段階で、誓約書に記載された分割納付の履行がなされないときには訪問または出頭の要請を行いまして、誓約書どおりの履行を指導しております。それでも不履行のときには、連帯保証人の方への通知、またその人の出頭を要請いたしまして実施してきているところでございます。

その結果、平成17年度末で約2,200万円あった滞納額に対しまして、平成18年度中の納付指導によって約587万円、率で申し上げますと約27%の納付がなされたところであります。平成19年度におきましても6カ月以上の滞納者に対しまして納付指導を実施した結果、すべての対象者から新たに誓約書を提出させることができまして、誓約書どおりの分割納付がなされているかどうかの確認を現在毎月行っているところであります。ただし、納付誓約書について法的な拘束力がございませんために、今後は和解協議、あるいは住宅の明け渡し訴訟などの法的措置を含めて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） この件に関しましては、本当に昨年の12月にも私質問したわけでございます。境町の町営住宅は7カ所で165世帯満室と。今総務部長のほうからもございました。22名が1年以上の滞納ですか、そのようなことも聞いております。そうすると去年聞いたときよりも587万、600万近く納付がされていると。これは確かにいいことであるかと思えます。しかし、去年の12月には8年から9年の滞納者も2人ぐらいいるというような話がございました。この方はどのような方でどのような事情で払えないか、たまっているのか、ちょっとわかりませんが、85世帯が順番待ちで正直言っているという話は総務部長もおわかりかと思えます。8年から9年の滞納者に対しては今までのようなことをなされて、何で8年も9年もまとめて滞納になったのか、ちょっとその辺お聞きしたいと思えます。

○議長（田山文雄君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

財務課長。

○財務課長（野口久男君） 木村議員さんの質問にお答えをいたします。

昨年確かに滞納月数で8年を超える方がいるということでお答えをしているかと思えますけれども、滞納につきましては、それぞれの方、滞納分について毎月ある程度の一定の金額は納付をさせていただいております。ただし、滞納そのものが、前年の滞納分を払う中で現年分がどうしても払い切れないで、その分積み重なって滞納額がふえてきてしまうというような形もございますので、本年につきましては新たに誓約書をもう一度取り交わしましたけれども、その中で滞納分と現年分を分けま

して、滞納分についてそれぞれ払える金額で一定の金額を毎月払っていただく、それプラス現年分、それについてもきちっと払っていただくというような誓約書を今回新たに取り交わしまして、そうしませんといつまでたっても滞納額が減らないというような状況もございますので、そういった形で現在は指導させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） この町営住宅、市営住宅、これはどこの町、どこの市でもかなり頭を抱えていることだと思います。昨年の12月、私が一般質問をやった二、三日後ですか、水戸市では高額滞納者3件を提訴するというような記事が載りました。また、最近になって、これは常総市です。常総市でも市営住宅の男女2人を家賃滞納で提訴すると。それと取手でもあります。やはりこれには私も法的措置をこれから、この間の12月の一般質問でも厳しく法的処分も考えておるといような答弁がございました。また、今回もこのような形で答弁があったわけでございます。しかし、1年で587万も滞納の金額があがったというような形を聞いております。

これを見ますと、議会の中でもいろいろ指摘するのが功を奏しているのかというところもあるのですけれども、高額の悪質なあれですね。支払い能力があるかないかは町の方、職員の方がわかると思います。悪質というのは支払い能力があるのにもかかわらず払わないで、入っちゃえばこっちのモンだというような形の方も中にはいるかと思うのです。そういう方には本当に強い態度で、最終的にはこのような法的処分も、これはやっぱり考えていかななくてはならないと私は思います。85の方が順番待ちというのは、これは去年の12月は85人ですけれども、今現在もやっぱり85名の方相当が待っているわけでしょう。そこのところ、今どのくらいの状態だか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（田山文雄君） 質問に対し答弁を求めます。

財務課長。

○財務課長（野口久男君） お答えをいたします。

現時点で入居待ちの方が74名です。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） そうすると9名の方が入れたということなのですか。それとも順番を取りやめたという形なのですか。よろしく申し上げます。

○議長（田山文雄君） 財務課長。

○財務課長（野口久男君） 現在までに8名の方が退室をされております。退室した場合に順番待ちの方、それぞれ優先順位1番から、それぞれ退室された住宅について申し込まれている方ですね。それぞれ連絡をとって現状を見ていただく中で入居されるかどうか、また現時点で入居基準を満たしているかどうか、その点も含めまして確認をしているわけですけれども、その中で、古い住宅については、桜ヶ丘とか浅間等については年数もたっておりまして老朽化もしておりまして、現状の中で入居

待ちをしていた方が辞退をされるというような場合もございます。また、それ以外の住宅についても、いろいろ入居に当たってあそこを直してくれとか、そういった中でちょっと条件がとり合わないで辞退をされる方等もございまして、一応退室された8名分のところについては、現在それぞれ新しく入居者が決まって入居されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） わかりました。8名の方が退室をして順番待ちの方も少しでも減っているというようなこと、本当にこれ、その8名の方が退室はどのような形の退室だかということはちょっとわからないですけども、少しでも回転をさせて……。これは本当に、私もいろいろ町営住宅のことをいろんな会合などで議会報告をした中では、本当にこれはちょっとおかしいんじゃないかという意見がいっぱい出ます、本当に、正直言って。そこのところを本当にこれからも法的措置も考えるというような強い態度で、正直言って町営住宅の家賃滞納に関しましては臨んでいただきたいと思います。

時間もあと8分ございます。町長、最後の強い意思を確認したいと思います。よろしく願います。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 木村議員さんのおっしゃることはもっともなのですが、本当に滞納者の中でも、例えばお年寄りのひとり暮らし、年金生活という方もいらっしゃいます。先般、長年納めていただけなかったお年寄りがいたのですけれども、息子さんに来ていただいて、たしか二百何万だったか、一括して払っていただきました。これからは息子さんが全部毎月払いますということでやっていただいたのですが、多分10年ではきかないでしょう、あの人は、滞納になっていたのが。10年以上滞納になっていた。

そういう場合もありますので、必ずしも法的処分というのも、これは1つの方法ですけども、本当に弱い立場の人の場合は、いい悪いということは、これは別にしまして、できる限りお支払いいただけるような方法を模索していくという中でやってきた結果が、そういうふうには息子さんが来て全額、二百数万一遍に払ってくれたと。これからは私が立てかえてちゃんと払いますよと言ってきていただいたという経緯もありますので、法的処分というのは、これは本当に悪質、木村議員さんの言うように本当に高級車に乗り回して住宅費払わないと、そういう方でしたらこれはもう本当に法的手段はきちっとやっていきたいと、こう思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 木村信一君。

○8番（木村信一君） 私も再三この問題で言いますけれども、先ほど言ったように高齢者とか、これはそのうちの条件によって、これは滞納も仕方ないなという方も確かにいると思います。私が本当に12月にも言いました。これはお金を納める能力があるにもかかわらずと。私は、これは本当にひと

り暮らしの老人や母子家庭の方のやむなくの滞納を責めているわけではないのです。悪質、これは悪質を責めているわけです。だれが見てもあの人滞納してるのというような方もいると思うのです。私はそういう方を責めているということで、今町長のそういう方に対しては法的処分も辞さないというような決意も聞きましたので、今後ともこの2つの問題に関しましては、滞納に関しましては皆さんが関心を寄せているところでございますので、よろしくこれからも強い対応をお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（田山文雄君） これで木村信一君の一般質問を終わります。

